

令和7年度(令和7年度賦課)介護保険料普通徴収現年度随時期1期分督促状を送付したが、転居先不明または居所不明により返送され、他に住所または居所が確認できないため、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、当該書類の送付にかえて、次のように公示送達する。

なお、当該書類は飯塚市福祉部介護保険課に保管しているので、申し出があれば、いつでも交付する。

令和8年6月12日

飯塚市長 武 井 政 一

- 1 送達する書類 令和7年度(令和7年度賦課)介護保険料普通徴収
現年度随時期1期分督促状
- 2 送達者の氏名 今村 正明(被保険者番号 0001913514)
- 3 注意事項 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。